

## 介護支援ボランティア大募集！～あなたの元気と笑顔を待っています～

市では、「介護支援ボランティア事業」を実施しています。この事業は、65歳以上の元気な高齢者が行ったボランティア活動に対して、介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金として、年度ごとに1人当たり最高で現金5,000円、または5,000円相当の特産品などを交付するものです。自分の健康に自信があり、ボランティア活動をしてみたいと思う人は、参加してみませんか。

### 主な活動の内容

- ①洗濯物のたたみ、洋服の整理・補修。
- ②レクリエーション等の参加支援、補助など（ゲーム、体操、歌、楽器演奏）。
- ③話し相手、お茶だし（配ぜん、下ぜん）。
- ④草取り、花壇（菜園）の手入れ。
- ⑤窓ふき、掃除など。
- ⑥サロンリーダー、サロンボランティアなど。

### 登録ができる人

- 対象＝市内に住所がある人のうち、介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）で介護保険要支援認定者または要介護認定者でない人。
- 申込方法＝介護保険証を持参のうえ、社会福祉協議会各支所へお申し込みください。

### 活動場所

介護支援ボランティア受け入れ機関として市に登録されている、特別養護老人ホームなどの介護保険施設や公民館など。  
※活動内容や時間などは、各受け入れ機関により異なります。



☎本庁・高齢者支援課 / 市社会福祉協議会 ☎2552

## 介護支援ボランティア事業の「特産品等協力事業者」を募集します！

現在、16事業者が登録されていますが、今後多くのボランティアの人が天草のいろんな特産品などと交換できるよう、「特産品等協力事業者」を募集します。

- ▶対象＝市内の事業者で、平成27年4月のポイント交換時期に確実に品物の納品ができる事業者。
- ▶募集期間＝5月16日☎まで。

☎本庁・高齢者支援課

## 市民協働推進事業の企画提案募集

- 対象＝NPO法人や市民活動団体など。
- 事業の概要＝NPO法人や市民活動団体などから、産業振興や地域の課題解決策を新規雇用も含めて企画提案してもらい、審査会で採択された事業を予算の範囲内で委託事業として実施します。
- ※募集要項は、市男女共同参画センターばぼらすまたは市のホームページにも掲載しています。
- 募集期間＝5月12日☎まで。

### 〔説明会を実施します〕

- ◆とき＝4月23日☎①午前10時から②午後2時から。※内容はいずれも同じです。
- ◆ところ＝市男女共同参画センターばぼらす（東町）。
- ◆申込方法＝電話またはFAX☎3055（団体名、住所、氏名、連絡先を記入）でお申し込みください。

☎市男女共同参画センターばぼらす ☎8200

## 市民活動支援事業補助金の事業申請を募集

- 対象＝NPO法人や市民活動団体など。
- 補助金の概要＝地域の課題解決に向けて創意工夫する市民活動に対し、助成対象経費の一部（20万円を限度）を助成します。
- 募集期間＝4月30日☎まで。
- 申請方法＝市男女共同参画センターばぼらすに備え付けの申請書に必要事項を記入し、同センターへ提出してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。

## 平成26年度 保育料のお知らせ

◆平成26年度保育料徴収基準額（月額）

【単位：円】

| 児童の世帯の階層区分                          | 天草市の保育料 |        | 国の基準    |         | 表の見方  |
|-------------------------------------|---------|--------|---------|---------|---|
|                                     | 3歳未満児   | 3歳以上児  | 3歳未満児   | 3歳以上児   |   |
| 第1階層 生活保護法による被保護世帯                  | 0       | 0      | 0       | 0       | ※階層区分は、父・母の税額の合計額（ただし、父・母の収入で生計が維持できない場合は、その世帯の家計の主催者と父・母の税額の合計）によって区分されます。<br>※階層区分の所得税額は、住宅取得控除・配当控除・電子証明書控除などを差し引かずに計算した額となります。<br>※児童の年齢区分は、児童が4月1日現在の年齢によって区分されます（年度途中の入所でも同）。<br><b>【計算例】</b><br>保育園に3人（0歳、2歳、4歳の児童）が入園した場合の保育料は？<br>・第5階層の世帯…0歳児＝無料、2歳児＝16,000円、4歳児＝26,000円、計42,000円となります。 |
| 第2階層 市民税非課税所得税非課税世帯（母子・父子世帯同居障がい者等） | 0       | 0      | 0       | 0       |   |
| 市民税非課税所得税非課税世帯                      | 6,000   | 4,000  | 9,000   | 6,000   |   |
| 第3階層 市民税課税所得税非課税世帯（母子・父子世帯同居障がい者等）  | 13,000  | 10,000 | 18,500  | 15,500  |   |
| 市民税課税所得税非課税世帯                       | 14,000  | 11,000 | 19,500  | 16,500  |   |
| 第4階層 所得税額が10,000円未満                 | 20,000  | 17,000 | 30,000  | 27,000  |   |
| 所得税額が10,000円以上40,000円未満             | 25,000  | 22,000 |         |         |   |
| 第5階層 所得税額が40,000円以上103,000円未満       | 32,000  | 26,000 | 44,500  | 41,500  |   |
| 第6階層 所得税額が103,000円以上413,000円未満      | 38,000  | 28,000 | 61,000  | 58,000  |   |
| 第7階層 所得税額が413,000円以上734,000円未満      | 41,000  | 29,000 | 80,000  | 77,000  |   |
| 第8階層 所得税額が734,000円以上                | 48,000  | 36,000 | 104,000 | 101,000 |   |

- 上表の保育料は、1人目を記載しています。
- 同時に入園している場合の保育料は、**2人目は2人目本人の保育料の半額、3人目以上は無料**になります。
- 第3子目以降の3歳未満児についての保育料は無料（第7階層以上に属する世帯を除く）になります。

**Q** 天草市の保育料は、国の基準と比べてどのくらいの差がありますか？

**A** 天草市の保育料は、国で定められた基準額の約62%となっています。差額は市が負担しており、負担額は平成25年度で約3億円（児童1人あたり年額約10万円）になると見込んでいます。

☎本庁・子育て支援課

## ×× 「天草市花いっぱいコンクール」作品募集 ××

- ▶応募部門＝●花づくり部門…花を主体とした花壇・庭などのようすや活動状況●花のある風景部門…花や緑が美しい風景の写真。
- ▶対象＝市内の庭・花壇・風景に限ります。
- ▶応募期間＝平成27年1月6日☎まで。
- ▶申込方法＝本庁（別館）・都市計画課または各支所担当課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、花壇や庭の写真をはった写真シートを添付して、同課へ提出または〒863-8631（住所記

載不要）天草市役所・都市計画課へ郵送（当日消印有効）してください。  
 なお、申込書や写真シートは市のホームページからも取得できます。※写真は1月1日から12月末日までに撮影したものに限り、写真は返却しません。  
 ▶審査・表彰＝部門ごとに審査を行い、平成27年2月上旬に入賞者を決定します。

☎本庁（別館）・都市計画課